

指 名 停 止 業 者

商 号	所 在 地	指 名 停 止 期 間	指 名 停 止 理 由
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市中央区城見2-1-61	令和7年3月7日から 令和7年7月6日まで (4か月)	パナソニックEWエンジニアリング株式会社は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所技術者として配置していた。また、建設業法第26条第1項及び第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置していた。 これらのことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、国土交通省近畿地方整備局から、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 このことは、高松市指名停止等措置要綱別表措置要件第23号イ(建設業法違反行為／県外)に該当する。